



INDIA向けB/L記載必須事項について

拝啓、時下益々清栄のこととお喜び申し上げます。又、平素は格別のご高配を賜り御礼申し上げます。この度インド税関より、インド向け貨物のB/Lに対して以下詳細の記載を義務化するよう通達がございましたのでご案内申し上げます。

記

●対象 : INDIA 向け貨物

●適用開始日 : **即日**
インド入港予定本船が最終寄港地に着岸する24時間前
(以降の訂正はペナルティが発生いたします。)

●B/L記載必須項目
従来の必須事項 a,b,cに加え、**d 及び HS CODE(6桁)**の必須化になります。

a. IEC = Import & Export Code of importer
輸入者の輸出入業者登録番号 10桁

b. GSTIN = Goods & Service Tax Identification Number of importer
物品サービス税認識番号 15桁

c. Official Email address of importer
輸入者と、税関・船社の通信用email address

d. PAN=Permanent Account Number
輸入者及びNOFITYの基本税務番号(恒久税務番号)、納税者番号 10桁
* INDIA Income Tax Departmentが発行する10英数字がミックスされた番号
Consignee/Notifyがforwarder (console agent)の場合はIEC codeを取得されていない為
(b), (c), (d)のみを記載
* Consignee がTO ORDER, TO ORDER OF SHIPPER, TO ORDER OF BANK, の場合
Notifyのみ記載

* **HS CODE (6 桁)**
2品目以上の場合、全品目DESCRIPTION欄へ要記載
* 複数コンテナの場合、コンテナ毎の内訳を全品目DESCRIPTION欄へ記載してください。

◆ 特例で貨物のInvoice Value を請求される場合がございますが、現行BL必須事項ではない為、記載不可となります。

上記記載に不備が認められた場合は、貨物引取りに支障が出てくる可能性がありますので予めご了承ください。

何卒ご理解とご協力の程宜しくお願い申し上げます。

お問い合わせ先 東京営業1課: 03-5511-1563 大阪支店: 06-4963-8601
東京営業2課: 03-5511-1564 大阪支店業務課: 06-4963-8603
東京業務課: 03-5511-1575

以上